

プロモーションカー貸借契約書

兵庫県宍粟市山崎町上比地 3 7 4 番公益財団法人しろう森林王国観光協会（以下「甲」という。）は、プロモーションカー使用者（以下「乙」という。）に対し、次のとおり貸出し、乙はこれを借受ける。

1. 貸借物件 プロモーションカー（三菱ふそうキャンター）及び付属品
2. 期 間 プロモーションカー使用許可書に定める期間
3. 賃 料 無償
4. その他特約
 - 乙は、転貸又は賃借権の譲渡をしてはならない。
 - 乙は、使用に要する一切の経費を負担する。
 - その他プロモーションカー貸出要領に定める事項及びプロモーションカー使用許可申請書の記載事項を順守すること。

上記契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主（甲） 住所 兵庫県宍粟市山崎町上比地 3 7 4 番地
公益財団法人しろう森林王国観光協会
理事長 水 口 浩 也 ㊟

借主（乙） 住所 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

㊟